

## 議案第56号

おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について

おいらせ町乳幼児医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第106号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年9月3日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

青森県乳幼児はつらつ育成事業実施要領（平成5年7月13日制定）の一部改正に伴い、これに従い定めた本条例に所要の改正を行うため提案するものである。

## おいらせ町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例

おいらせ町乳幼児医療費給付条例（平成18年おいらせ町条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条中「児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項」を「児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第2条及び第3条」に、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

扶養親族等又は乳幼児の数（人）	所得額（円）
0	5,320,000
1	5,700,000
2	6,080,000
3	6,460,000
4	6,840,000
5	7,220,000

備考

- 1 扶養親族等又は乳幼児の数が5人を超える場合の限度額は、扶養親族等又は乳幼児の数が5人の場合の所得額に扶養親族等又は乳幼児の数が1人増すごとに38万円を加算した額とする。
- 2 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある場合の限度額は、当該受給資格者の扶養親族等又は乳幼児の数に応じた限度額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき上記の金額に6万円を加算した額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成31年6月30日までの間における改正後のおいらせ町乳幼児医療費給付条例第3条及び別表の備考の2の規定の適用については、同条中「同一生計配偶者」とあるのは「控除対象配偶者」と、同備考の2中「同一生計配偶者」(70歳以上の者に限る。)とあるのは「老人控除対象配偶者」と、「当該同一生計配偶者」とあるのは「当該老人控除対象配偶者」とする。